

# 都内で自転車を利用している皆さんへ



## 東京都では2020年4月1日から自転車を利用される方の保険加入が義務化されました。

東京都内では、条例により自転車保険への加入が義務化になりました。

都内で自転車を利用される方、都内の事業者の方が対象です。

何故義務化になったのでしょうか？

近年自転車と歩行者の事故で自転車を運転していた加害者に高額な賠償金の支払い判決が出ています。

被害者への賠償をするときに、加害者が賠償金の支払いができないことも起きており、被害者に賠償金が支払われないケースをなくそうとするためです。

東京都以外でも既に埼玉県や神奈川県など首都圏の自治体でも同様に義務化されてきています。

これから自転車を利用される方はいま一度、ご自身の保険の状況を確認していただき、加入されていない方は忘れずに加入しましょう！

もう少し詳しく知りたい方は、以下の資料をご案内しますので、一度ご覧下さい。

資料1：保険に加入していなかったらどうなる？

資料2：自身の状況チェック

資料3：東京都条例文

資料4：自転車保険の種類

以上。

## 自転車保険加入に関する東京都の条例です

### 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第27条

自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

### 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第27条の2

保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

## 保険に加入していなかったら どうなるのでしょうか？

▲交通ルール違反で事故を起こしてしまった

▲転倒事故を起こしてしまった

«歩行者や自転車とぶつかった»

相手にけがを負わせてしまった



治療費用・慰謝料の支払いをしなければいけない

■相手の交通ルール違反で事故に巻き込まれてしまった

けがを負った (相手が保険に入っていない)



相手から治療費用を受け取れない



# 自転車保険に加入しているかチェックしてみよう

自転車を利用中に、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命や身体の損害を補償できる保険（自転車損害保険等）に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

傷害保険、火災保険、自動車保険のいずれかに加入していますか

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険など）のいずれかに加入していますか

はい

わからない

いいえ

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償または特約として付いていますか

はい

わからない

いいえ

すでに自転車保険に加入しています

加入している保険会社に確認してください

自転車損害賠償保険に加入しましょう